

令和 6 年 6 月 11 日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等（住宅
セーフティネット法）の一部を改正する法律の公布について（情報提供）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、今般、単身世帯の増加等により、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に対するニーズが更に高まることが見込まれている状況を踏まえ、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るために国会に提出されていた「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」が、令和 6 年 5 月 30 日に成立し、同年 6 月 5 日に公布された（令和 6 年法律第 43 号。以下「改正法」という。）とのお知らせが、厚生労働省からあった旨の情報提供です。

改正法の概要として、「大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備」や「居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進」、「住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化」に関する内容等が記載されています。

また、住宅確保が困難な者は、生活困窮や障害、高齢など、福祉的な課題も有していることが多いと考えられ、国土交通省に加えて厚生労働省も共管となり、住宅施策と福祉施策の連携により包括的な居住支援の強化を図ることとされており、各規定の施行に向けた詳細については、追って通知され、説明会の開催等も予定しているとのことです。

なお、これに関連して、厚生労働省では令和 5 年度補正予算において、総合的な相談支援から見守り等の居住支援までを一貫して行う「住まい支援システム構築に関するモデル事業」を措置しており、各自治体に当該モデル事業の積極的な活用の検討も依頼しているとのことです。

ついては、貴会におかれましても本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

・介護保険最新情報 Vol. 1269

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律の公布について（情報提供）

（令 6.6.5 厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室、障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課 事務連絡）

<担当> 大阪府医師会地域医療 2 課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737